

### III 資 料 III

## 中国の省エネ法改正(2007年)と再生可能エネルギー法(2005年)

上 杉 信 敬

Nobutaka UESUGI

#### 一、中国の'97年省エネ法の改正(2007年)

中国はエネルギー資源の生産においても消費においても大国であったし現在もそうであるが、1人当りの保有量は低い。そうした中で70年代末からの経済の急速発展に伴いエネルギーの需要と供給においても矛盾は大であり、これに対処することはますます重要となっている。エネルギー供給のひっ迫と同時にエネルギー利用技術の時代遅れ、管理の混乱と浪費の深刻さに早急に対処することがもとから求められていた。こうした中で1986年国務院は「省エネ管理暫定条例」を制定していたが、1997年には「省エネ法」(全6章50条)を制定し、今般、さらに地球温暖化におけるCO<sub>2</sub>産出世界第2位(18%)の国としてこれに対処するため、2007年10月28日「省エネ法」を大巾に改正した(全7章87条)。本稿はその改正草案の提案説明と法条文を紹介するものである。

#### 二、中華人民共和国省エネ法の改正の説明

2007年6月、第10期全人代常務委員会第28回会議における、財政経済委員会主任、傅志寰氏による草案の説明(草案全7章85条)の概要は以下の通りである。説明は3点に及んでいる。1)、は1997年省エネ法の修正の必要性である。2)、は省エネ法修正の基本的思想である。3)、は省エネ法草案の主要内容である<sup>①</sup>。

1)、まず97年省エネ法('98年1月1日から施行)の必要性について。省エネ法は'98年1月1日の施行以来、社会全体のエネルギー節約の推進、環境保護、経済社会の持

続的発展の促進で、必要な役割をはたした。近年来、中国のエネルギー消費の増加は非常に速く、エネルギー消費の強度は高く、利用効率が低いという問題はかなり重大で、経済発展とエネルギー資源及び環境の矛盾は日々鋭くなっている。そのため97年の省エネ法は当面及び今後の省エネ業務の要求にまったく適応できないので以下の事情から修正が必要である。1、経済社会の発展と都市化の進展の速度の増大に伴い、建築、交通運輸、公共機構等の領域のエネルギー消費の増加がきわめて速いことにともない、それらが省エネ業務の弱い関節となっており、工業省エネをさらに一步規律することを基礎として、現行97年法の規律範囲を拡大し、建築省エネ、交通運輸省エネ及び公共機構省エネについて規定をおくことが必要である。2、立法調査研究と法執行中の検査にもとづいて知った情況にもとづき、現行省エネ法の唱導条項及び原則的要求は実施することが難しく、法律の実施中で生ずる主要な問題に対処し、いくつかの規定は詳細にすること、さらに違法行為の処罰度をさらに増大させ、法律の使用可能性と拘束力をさらに増強することが必要ある。3、現在、基層で普通に存在する省エネ業務主管部局は十分明確でなく、省エネ管理職責が交叉している問題で、省エネ監督管理業務を弱めており、さらに一步省エネ監督管理主体を明確にし、関係部局の省エネ監督管理における職責を合理的にする必要がある。4、省エネ業務を強化し、更に市場メカニズムと経済手段を良く運用し、合理的なエネルギー使用を誘導し推進する。関係政策措置を明確にし、省エネの激励と拘束メカニズムを設け促進することである。5、近年、各界の人達、特に基

層の職場から省エネ法の修正を要求する声が高いという。現在の状況から見ると「11-5計画」綱要が確定した省エネ排出減の拘束的目的の実現には多くの困難があり、いくつかの地区や業界ではエネルギー消費指標は低下せず反対に上昇し、2006年には全国で始めに確定した省エネ消費低下目標を実現したものはない、という。今年(2007年)も高エネルギー消費、高汚染の業界の増大はいぜん速い。省エネ業務の情勢は厳しく、任務は巨大で圧力は大きく、それ故に法律を改善して省エネ業務の推進力量を大きくすることが必要である。

2)、省エネ法改正の基本思想について。省エネ法の修正に、科学的発展観を貫徹し、資源節約の基本国策を実行し、中国の実際から出発し、外国の先進的経験を参考とし、省エネ管理制度を健全にし、全社会のエネルギー節約を推進するために、必要な法律の保障を提供する事である。草案は以下のいくつかの面を考えている。

第1、省エネの基本制度を改善する。中国の国情及び経済社会の持続可能な発展の要求にもとづき、省エネは中国の長期方針であり、不断に保持堅持しなければならない。それ故、省エネ法の修正は当面の突出した問題の解決にとどまらず、長期的な制度規律を展望することが必要である。この為草案は省エネが中国の経済社会の発展の中での戦略的地位を明確にして、一連の省エネ管理の基本制度を規定した。例えば、省エネ目標責任制及び省エネ評価審査制度を実行する、国务院及び県級以上の地方各級人民政府は毎年、同級の人民代表大会に省エネ業務で報告を行い、省級政府は毎年、国务院に省エネ目標の責任制の履行状況を報告する(第5(5)(( )内は07年改正における条文数、紹介者挿入、以下同じ)条)、固定資産投資事業省エネ評価及び審査制度を実行する(第13(15)条)、重点エネルギー使用職場のエネルギー利用状況報告制度(第50(53)条)、などである。

第2に、市場調節と政府管理の有機的結合を実現する。

各国の省エネ管理の方式はそれぞれ異なる。あるものは、欧州の国のように、財政政策等経済手段を用いることを重視してエネルギー使用を誘導する。別のものは日本のように、省エネ基準と法規を設けて政府の管理監督体系を形成し、政府が重点企業のエネルギー使用行為に詳細な指導を行い、管理措置が一定の強制力をもつようにした。中国においては、実際の状況から、市場メカニズムを重視すると同時に政府の監督管理も強化するという、経済、法律さらに必要な行政手段を総合運用してエネルギー行為に誘導を行い規律する、というものである。そのために、一方で、経済手段及び市場経済規律を省エネ管理において役割をはたすことを重視する。財政租税、価格、信用貸金、政府購入等の政策を用いて省エネの激励及び誘導することの規定をおき、電力需要側の管理を支持及び普及のため、合同エネルギー管理、省エネ自主協定等の省エネの方法で規定をおいた。他方では、草案はいくつかの強制的な省エネ管理措置を規定した。例えば、エネルギー高消費製品は単位エネルギー消費限度額基準、生産許可証の工業製品を法にもとづき実行する、エネルギー消費が高く、汚染が重大及び資源浪費の場合は、主管部局は生産許可証を発行しない(第14(16)条)。家電、モーター、電力変圧器、自動車等使用領域が広く、エネルギー消費量が大きなエネルギー使用製品にはエネルギー効率標識管理を、規定の目録に列挙したエネルギー使用製品の生産もしくは輸入はエネルギー効率標識を記入しなければならない(第15(18)条、第16(19)条)。重点エネルギー使用職場のエネルギー利用状況報告を審査し、省エネ管理制度が不健全で、省エネ措置を実行せず、エネルギー利用効率が高い重点エネルギー使用職場に強制的エネルギー会計検査を行う(第51(54)条)等。

第3に、法律の適確性と使用可能性を強める。中国の省エネの情勢にもとづき、いくつかの顕著な問題に対処し、草案の中でより使用可能な解決方法を強く求め

ることである。この数年、国務院は省エネ活動を強めることに関する決定を發布し、最近、省エネ排出減総合活動法案を公表し、さらに国務院の関係省庁はいくつかの省エネ規則、政策及び措置を登場させ、その中でいくつかは実践で有効性を証明したのがあり、極力、法律の中に吸収した。同時に、省エネ活動は関係する領域が広く、段階も多く、いくつかの問題は複雑で、完全に法律の中で具体的に規定することはむづかしい。このため、草案はいくつかの原則的で、方向を示す要求をすると併に関係省庁が具体的方法を制定することを授限した。

### 3）、草案で修正した主要内容に関して

現行97年省エネ法は全6章50条であるが、草案は全7章85条である。省エネ法に対してかなり大きな修正を行うことになる。その修正の主要内容は以下の5点である。

1、第1に調整する範囲を拡大した。2、第2に健全な省エネ基準体系及び監督制度にした。3、第3に政府の激励制度を強化した。4、第4に省エネの管理、監督の主体を明確にした。5、第5に法的責任を強化した、ということである。第1の調整範囲の拡大について。まず建築・交通運輸の領域での省エネ活動を強化した。これらの領域では、建築は全国エネルギー消費量の27.5%、交通運輸は16.3%（2005年）を占め、今後も自動車の増加でさらに割合は高くなると予想される。草案は第3章に於いて、建築省エネ、交通運輸省エネの内容を増加した。例えば熱供給戸別計量、熱使用量計量費用徴収制度（§34(38)）、住居開発企業の住居販売時にエネルギー消費指標等の情報の明示義務（§32(36)）、省エネ、環境保護型自動車、船舶等の交通運輸手段の開発、生産、販売、使用を奨励する、古い旧式交通運輸手段の廃棄処分、更新制度を実行し、清潔な代替燃料及び新エネルギー自動車の開発及び普及応用（§41(45)）等である。次に、政府機構の省エネ管理を強化する。政府機構のエネルギー消費は全体の6.7%（2005年）を占

め、その増加の速度は速い。政府機構の模範性を示すためにも第3章で1節をおいた。政府機構の省エネ面の義務を明確にするため、省エネ目標責任制を実行し、政府機構エネルギー消費額管理の実施（§45(49)）、職場のエネルギー使用系統管理の強化（§46(50)）、省エネ政府購入リスト中の製品の優先購入（§48(51)）等を実行することにした。第3に、工業省エネに関しては、草案はエネルギー使用構造及び企業配置の優良化を増加した。石油燃焼発電システムの新設を制限し、電力網省エネ調節を実行し、清潔高効率、エネルギー低消費のシステム発電を優先的に配置し、エネルギー高消費、汚染が大のシステム発電を制限する（§26(32)）。さらに工業企業が余熱余圧利用技術、清潔炭技術及び熱電連産技術を採用することを奨励する（§28(31)）、等である。第4に、重点エネルギー使用企業についてである。それらはエネルギー使用の大口で、2006年には、中国では鉄鋼、有色金属、石炭、電力、化学工業等、9業界の922企業が重点エネルギー使用企業であり、全国のエネルギー使用量の31.5%を占めた。重点エネルギー使用企業の省エネ活動は省エネ及び環境対策にとり重要な意義を有する。草案がこの節をもうけたことでより重点エネルギー使用職場の省エネ義務が明確となり、管理と監督が強化された。第5に、農業及び農村省エネに関しては、草案は単独の章を設けて規定していない。中国の農村のエネルギー商品化率は高くなく、農村の住民の生活でのエネルギー使用は半分以上はなお薪やわらであり、農村生活領域は主として農業機械、漁業生産、排水灌漑設備等のエネルギー使用である。農村省エネの重点は技術上遅れた農業用設備を淘汰し、湖沼ガスを大いに発展させ、太陽エネルギー利用技術及び省エネ型住宅を普及させ、薪や石炭節約炉を普及させることである。これらは第4章「技術進歩」で規定している（§56(59)）。第6に、生活省エネについては、草案は単独の章節で規定していない。これらについては、熱供給戸別計量の実施、太陽エネルギー利用システム

の設置と使用の奨励、省エネ空調、省エネ照明器具の普及等他の章節で規定した。最後に、新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発利用は通常のエネ節約の重要な方策である。再生可能エネルギー法がこれについて規定していることから、本法ではただいくつかの接続規定のみをおいた(§6(7), §36(40), §56(40)等)。

2, 省エネ基準体系及び監督管理制度を健全なものにした。省エネ基準は企業が省エネ管理を実施する基礎であり、又、政府が省エネ監督管理を強化する根拠である。政府の省エネ活動の管理は多くの領域に及ぶが、法制の基礎の上で、科学的な省エネ基準体系を設けることが必要である。現在、中国の省エネ基準はまだ不健全で、今回の修正は、強制的なエネルギー使用製品(設備)エネルギー効率基準、高エネルギー消費製品単位エネルギー消費限度額基準、健全建築省エネ基準、交通運輸車船営業運行の燃料消費限度値基準(§31(35), §42(46))等を制定する必要を明確にした。(§12(13))。以上の基準の基礎の上に、草案はさらに厳格な省エネ管理方法を規定した。例えば、エネルギー効率基準に適合しないエネルギー使用製品(設備)に淘汰制度を実行する。エネルギー高消費製品の生産でエネルギー消費が限度額を超過するときは期限を切って処理しなければならず、エネルギー効率基準に適合しないエネルギー使用製品(設備)の販売と輸入を禁止する(§14(17))。さらに省エネ基準に適合しない建築プロジェクトは建設の工事開始を許可せず、すでに工事開始した建築プロジェクトは省エネ基準の執行情況の検査を行い、完成したが省エネ基準に達しない建築には竣工検収の手続きを行わない(§31(35))。

3, 激励政策を強化した。省エネ活動を強化するのに政府が激励政策をとり誘導し推進することが必要である。草案は激励政策で1章を増加し、国家が省エネの財政、税収、価格、信用融資及び政府購入を促進する政策を実行することを明確にした。それらは主として次

のものを含む。普及目録に列挙した省エネ技術及び製品に租税上の優遇を行い、さらに財政補助もしくは税収支持政策を通して、省エネ空調・省エネ照明器具、省エネ環境保護型自動車等の普及として使用を支持する(§58(61))。資源節約の租税政策、健全なエネルギー鉱山資源有償使用制度を実行し、エネルギー開発採掘利用水準を高める(§59(62))。開発等の関係政策を運用し、先進の省エネ技術や設備の輸入を激励し、エネルギー消費が高く、汚染が重大な製品の輸出を制限する(§60(63))。中央及び省級財政で省エネ専用資金を設立し、多くの経路で省エネ資金を集取することを激励し、省エネ技術研究開発、模範と普及さらに重点省エネ工事の実施等を支持する(§57(60))。省エネ政府購入目録(名録)を制定し、政府購入政策を通じて省エネを促進する。(§61(64))。金融機構が省エネプロジェクトへの信用貸付支持を増加するよう誘導し、条件に適合する省エネ技術改造等のプロジェクトの為に優遇貸金を提供する(§62(65))。高額低額電気価格、差別電気価格等省エネに有利な価格政策を実行する(§63(66))。熱電連携生産の激励及び余熱余圧の利用発電、熱供給政策を制定し実施する(§64)等。

4, 省エネ管理及び監督主体を明確にする。省エネ監督管理活動を強化するため、草案は、県級以上の地方各級政府が省エネ管理活動部局を明確にし、政府及び他の関係部局が法にもとづき省エネと関連する監督管理の職責を履行することが必要で、それにより法律が規定する省エネ制度や措置を担当する人があり、違法なエネルギー使用行為を調査する人もあるよう確保する、と規定する。

5, 法的責任を強化した。まず、法的責任の条項を増加した。97年法の8条に比べ草案は10(11)条増の18(19)条とした。次の場合の法的責任を追加した。イ)、建設、設計、施行、工事監理等の職場が建築省エネの関連基準に違反したとき(§77(79))、ロ)、重点エネルギー使用職場が整頓改善要求を実行することを拒否したかも

しくは整頓改善が要求に達せず、定期的にエネルギー使用状況を報告として送付しないか報告内容が事実でなく、規定に従ってエネルギー管理職を設立しない(§ 80(82), § 81(83), § 82(84))場合、ハ), エネルギー統計資料を偽造するか、改纂するもしくは虚偽のエネルギー統計データを編集する。(§ 74(75))場合、ニ), 規定に従ってエネルギー使用計量器具を配備、使用しない(§ 73(74))場合、等の法的責任をである。次に処罰の程度を強化した。例えば、住宅開発企業が商品住居を販売する時に、購入者にエネルギー消費指標等の情報を明示しないか、その情報を利用して虚偽宣伝を行うときは、その改正を命じ期限を過ぎても改めないときは、過料に処し、情況が重大なときは、品質等級を下げ、品質証書の取消まで行うことが必要である(§ 87(79))。第3に、政府等公共機構、エネルギー従事機構の法的責任を強化した。例えば、関係省エネ基準、エネルギー高消費製品単位エネルギー消費限度額の要求に適合しないプロジェクトの承認もしくは建設許可(§ 67)、省エネ製品の優先購入をしないもしくは国家が淘汰を命ずる製品の購入(§ 79(81))、省エネ評価、検査測定、認証等の従事機構に虚偽の情報を提供した(§ 75(75))等における法的責任を強化した。

①以上の内容及び改正条文は「中華人民共和国節約能源法」(パンフレット)(2007年)を参照した。

### 三、中華人民共和国エネルギー節約法

(1997年11月1日第8期全国人民代表大会常務委員会第28回会議通過 2007年10月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議改正)

#### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 エネルギー管理

### 第3章 合理的使用と省エネ

- 第1節 一般規定
- 第2節 工業省エネ
- 第3節 建設省エネ
- 第4節 交通運輸省エネ
- 第5節 公共機構省エネ
- 第6節 重点エネルギー使用職場省エネ

### 第4章 省エネ技術進歩

- 第5章 激励措置
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

### 第1章 総則

§ 1 全社会のエネルギー節約を推進し、エネルギー利用効率を高め、環境を保護及び改善し、経済社会の全面協調持続可能な発展を促進するため、本法を制定する。

§ 2 本法のいうエネルギーとは、石炭、石油、天然ガス、バイオエネルギー及び電力、熱力さらにその他の直接もしくは加工、転換を通して取得するエネルギーを有する各種の資源、を指す。

§ 3 本法がいうエネルギー節約(以下省エネと略する)とは、エネルギー利用管理を強化し、技術上可能で、経済上合理的でさらに環境及び社会に受け入れられる措置をとり、エネルギー生産から消費までの各結節点で、消耗を低下させ、損失と汚染物の排出を減少させ、浪費を制止し、有効、合理的にエネルギーを利用すること、を指す。

§ 4 資源の節約はわが国の基本的国策である。国家は節約と開発の同時推進行を行い、節約を首位のエネルギー発展戦略に置く。

§ 5 國務院及び県級以上の地方各級人民政府は省エネ業務を国民経済および社会発展企画、年度計画に組み入れ、さらにエネルギー中長期専門企画、年度省エネ計画の編成と実施を組織しなければならない。

国務院及び県級人民政府は毎年同級人民代表大会もしくはその常務委員会に省エネ業務を報告しなければならない。

§ 6 国家は省エネ目標責任性及び省エネ審査評価制度を実行し、省エネ目標完成状況を地方人民政府およびその責任者の審査評価の内容とする。

省、自治区、直轄市人民政府は毎年国務院に省エネ目標責任の履行状況を報告する。

§ 7 国家は省エネと環境保護に有利な産業政策を実行し、高エネルギー消費の業種の発展を制限し、省エネ環境保護型の産業を発展させる。

国務院及び省、自治区、直轄市人民政府は省エネ活動を強化し、合理的に産業構造、企業業界構造、製品生産構造及びエネルギー消費構造を調整し、企業の単位産出エネルギー消費および単位製品産出エネルギー消費の低下を推進し、遅れた生産能力を淘汰し、エネルギーの開発、加工、転換、輸送、貯蔵及び供給を改善し、エネルギー利用効率を高めなければならない。

国家は新エネルギー、再生可能エネルギーの開発と利用を奨励し、支持する。

§ 8 国家は省エネ科学技術の研究、開発、模範提示及び普及を奨励、支持し、省エネ技術の刷新と進歩を促進する。

国家は省エネの宣伝と教育を展開し、省エネ知識を国民教育及び研修体系に組み入れ、省エネの科学知識を普及し、全民の省エネ意識を強化し、節約型の消費方式を提唱する。

§ 9 いかなる職場や個人も法にもとずき省エネ義務を履行しなければならない、エネルギー浪費の行為を告発する権利を有する。

マスコミは省エネの法律、法規及び政策を宣伝し、世論監督の役割を発揮しなければならない。

§ 10 国務院は省エネ業務の省庁が全国の省エネ監督管理業務を主管するのを管理する。国務院の関係省庁は各自の職責の範囲内で省エネ監督管理業務に責任を

負い、さらに国務院の省エネ業務を管理する省庁の指導を受ける。

県級以上の地方各級人民政府の省エネ業務を管理する部局は同級行政区域内の省エネ監督管理業務に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府の関係部局は各自の職責の範囲内で省エネ監督管理業務に責任を負い、さらに同級の省エネ業務を管理する部局の指導を受ける。

## 第2章 省エネ管理

§ 11 国務院及び県級以上の地方各級人民政府は省エネ業務の指導、配置、協調、監督、検査を強化し、省エネ業務を推進しなければならない。

§ 12 県級以上の人民政府の省エネ業務を管理する部局及び関係部局は各自の職責の範囲内で、省エネの法律、法規及び省エネ基準の執行状況の監督検査を強化し、法にもとずき違法なエネルギー使用行為を調査処理しなければならない。

エネルギー節約監督管理の職責の履行は監督管理の対象から費用を徴取することはできない。

§ 13 国務院の基準化主管省庁及び関係省庁は法にもとずき関係する省エネの国家基準、業界基準の制定を組織し、さらに適切な時に改定し、健全な省エネ基準の体系を設けなければならない。

国務院の基準化主管省庁は国務院省エネ業務管理省庁および国務院の関係省庁と会議を開き強制的なエネルギー使用製品、設備エネルギー効率基準及び生産過程でのエネルギー消費の高い製品の単位製品エネルギー消費限度額基準を制定する。

国家は企業が国家基準、業界基準より厳しい企業省エネ節約基準を制定することを奨励する。

省、自治区、直轄市人民政府は拘束力ある国家基準、業界基準より厳しい地方の省エネ基準を制定し、省、自治区、直轄市人民政府は国務院に報告し承認を得る、本法に別の規定がある時は除外する。

§ 14 建築省エネの国家基準，業界基準を國務院建設主管省庁が制し，さらに法定手続に照らして発布する。

省，自治区，直轄市人民政府の建設主管部局は同地の実際の状況にもとずき，国家基準もしくは業界基準より厳しい地方建築省エネ基準を制定することができ，さらに國務院の基準化主管省庁及び國務院建設主管省庁に報告し記録する。

§ 15 国家は固定資産投資項目省エネ評価及び審査制度を実行する。拘束的省エネ基準に適合しない項目は，法にもとずき項目を審査許可もしくは審理するのに責任を負う機関が建設を承認もしくは許可することはできない。建設の職場は建設工事を開始することはできない。すでに建設したものは，生産，使用に入ることにはできない。具体的な方法は國務院エネルギー管理業務の省庁が國務院の關係省庁と会議を開き制定する。

§ 16 国家は時代遅れのエネルギー使用の極めて高い製品，設備及び生産技術に淘汰制度を実行する。淘汰するエネルギー使用製品，設備，生産技術の目録及び実施方法を，國務院省エネ業務管理の省庁が國務院の關係省庁と会議を開き制定しさらに公布する。

生産過程中でエネルギー消費が高い製品の生産の職場は，単位製品エネルギー消費減額基準を執行する。単位製品エネルギー使用日限度額基準を超える生産の職場に対しては，省エネ業務管理省庁は國務院が規定する権限に照らして期限を限って処理する。

高エネルギー消費の特殊設備に対しては，國務院の規定に照らして省エネ審査と監督管理を実行する。

§ 17 国家が淘汰を公布したもしくは拘束力あるエネルギー効率基準に適合しないエネルギー使用製品，設備の生産，輸入，販売を禁止する。国家が淘汰を公布したエネルギー使用設備，生産技術の使用を禁止する。

§ 18 国家は家庭用の電器器具で使用面積が広くて，エネルギー消費が大きいエネルギー使用製品に，エネルギー効率標識管理を実行する。エネルギー効率標識管理を実施する製品目録及び実施弁法を，國務院の省

エネ業務を管理する省庁と國務院の製品品質監督省庁が会議を開き制定し公布する。

§ 19 生産者及び輸入業者は国家エネルギー効率標識管理製品目録のエネルギー使用製品注釈をエネルギー効率標識に列挙し，製品の包装物上もしくは説明書の中で説明し，さらに規定に照らし國務院の製品品質監督省庁及び國務院の省エネ業務管理省庁の共同の授權の機構に報告して記録しなければならない。

生産者及び輸入業者はその注釈のエネルギー効率標識及び関係する情報の確実性に責任を負わなければならない。注釈しなければならないがエネルギー効率標識を注釈しない製品は販売を禁止する。

エネルギー効率標識を偽造，使用しもしくはエネルギー効率標識を使用して虚偽宣伝することを禁止する。

§ 20 エネルギー使用製品の生産者，販売者は，任意性の原則にもとずき，国家省エネ製品認証に関する規定に照らして，國務院の認証認可監督管理省庁が認可した省エネ製品認証を担当する機構に省エネ製品認証申請を提出することができる。認証に合格してのち，取得した省エネ製品認証証書は，エネルギー使用製品もしくはその包装物上で省エネ製品認証標識を使用することができる。

偽造した省エネ製品認証標識の使用および省エネ製品認証標識の冒用を禁止する。

§ 21 県級以上の各級人民政府の統計部局は同級の關係部局と会議を開き，健全なエネルギー統計制度を設立し，エネルギー統計指標体系を改善し，エネルギー統計方法を改善し及び規律し，エネルギー統計データの真実，完全性を確保しなければならない。

國務院の統計省庁は國務院の省エネ業務管理省庁と会議を開き，定期的に社会に対して各省，自治区，直轄市さらに主要なエネルギー消費業界のエネルギー消費及び省エネ状況等の情報を公布する。

§ 22 国家は省エネ従事機構の発展を励まし，省エネ従事機構が省エネの諮問，設計，評価，検査測定，会

計検査、認証等に従事することを展開するのを支持する。

国家は省エネ従事機構が省エネ知識の宣伝及び省エネ技術研修を行い、省エネ情報、省エネ模範およびその他の公益的省エネサービスを提供する。

§ 23 国家は業界団体が業界省エネ計画、省エネ基準の制定及び実施、省エネ技術の普及、エネルギー消費統計、省エネ宣伝研修及び情報諮問等の面で役割を發揮することを奨励する。

### 第3章 合理的使用とエネルギー節約

#### 第1節 一般規定

§ 24 エネルギー使用職場は合理的にエネルギーを使用する原則に照らして、省エネ管理を強化し、省エネ計画及び省エネ技術処置を制定して実施し、エネルギー消費を低下しなければならない。

§ 25 エネルギー使用職場は省エネ目標責任性を設け、省エネ業務に成果をあげた集団、個人を表彰しなければならない。

§ 26 エネルギー使用職場は定期的に省エネ教育及び持ち場省エネ研修を展開しなければならない。

§ 27 エネルギー使用組織はエネルギー計量管理を強化し、規定に照らして法にもとづく検定に合格したエネルギー計量器具を配置し使用しなければならない。

エネルギー使用職場はエネルギー消費統計及びエネルギー利用状況分析制度を設け、各種のエネルギー消費に分類計量と統計を実行し、さらにエネルギー消費統計データの真実、完全性を確保しなければならない。

§ 28 エネルギー生産経営職場は同職場の職員に無償でエネルギーをていきょうしてはならない。いかなる職場もエネルギー消費に費用受負い(「包費制」)を実行することはできない。

#### 第2節 工業省エネ

§ 29 國務院及び省、自治区、直轄市の人民政府はエ

ネルギー資源優良化開発利用及び合理的配置を推進し、省エネに有利な業界構成調整を推進し、エネルギー使用構成及び企業布陣を優良化する。

§ 30 國務院の省エネ業務管理省庁は國務院の関係省庁と会議を開き電力、鉄鋼、有色金属、建材、石油加工、化学工業、石炭等の主要エネルギー消費業界の省エネ技術政策を制定し、企業の省エネ技術改造を推進する。

§ 31 国家は工業企業が高効率、省エネの電動機、ボイラー、瀬戸物焼窯、風機、ポンプ類等の設備を採用し、熱電連産、余熱余圧利用、無煙炭さらに先進のエネルギー使用監督測定及び統制等の技術を採用することを奨励する。

§ 32 電力網企業は國務院の関係省庁が制定した省エネ発電指導管理の規定に照らして清潔、高効率および規定に適合する熱電連産を手配し、余熱余圧利用発電ユニットさらにその他の資源総合利用規定に適合する発電ユニットを利用し電力網さらに網の運行、網上の電力価格に国家の関係規定を執行しなければならない。

§ 33 国家の規定に適合しない石炭発電ユニット、石油発電ユニットおよび石炭熱電ユニットの新建設を禁止する。

#### 第3節 建築省エネ

§ 34 國務院の建設主管省庁は全国の建築省エネの監督管理業務に責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府の建設主管部局は同行政区域内の建築省エネの監督管理業務に責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府の建設主管部局は同級の省エネ管理部局と会議を開き同行政区域内の建築省エネ計画を編成する。建築省エネ計画はすでにある建築省エネ改造計画を含まなければならない。

§ 35 建築工事の建設、設計、施行及び監理の職場は建築省エネ基準を順守しなければならない。

建築省エネ基準に適合しない建築工事で、建設主管

部局は建設工事開始を承認することはできない。すでに建設の工事を開始した物には、施工の停止、期限を限った改正を命じなければならない。すでに建設が完成したものは、販売もしくは使用をすることができない。建設主管部局は建設中の建築工事に建築省エネ基準状況の監督検査を強化しなければならない。

§ 36 不動産開発企業は家屋を販売する時に、購買者に販売する家屋の省エネ措置、保温工事保証期限等の情報を明示し、家屋売買契約、品質保証書および使用説明書の中に明記し、さらにその真実性、確実性に責任を負わなければならない。

§ 37 暖房、冷房空調を使用する公共建築は室内温度制御制度を実施しなければならない。

§ 38 国家は、集中熱供給の建築に段階ごとに熱供給戸別の計量を実行し、熱使用量費用徴収制度に照らして措置をとる。新建築もしくは既存建築に対して省エネ改造をするものは、規定に照らして熱使用計量装置、室内温度調節装置および熱供給系統調節装置を取り付けなければならない。具体的方法は国務院の建設主管省庁が関係省庁と会議を開き制定する。

§ 39 県級以上の各級人民政府の関係部局は都市電力使用節約管理を強化し、公用施設及び大型建築物の装飾景観の照明を厳格に統制しなければならない。

§ 40 国家は新建築及び既存建築の改造中に新型の壁材料等の省エネ建築材料及び省エネ設備を使用し、太陽エネルギーと再生可能エネルギー利用系統を取り付けおよび使用することを奨励する。

#### 第4節 交通運輸省エネ

§ 41 国務院の交通運輸に関する主管省庁は各自の職責に照らして全国の交通運輸と関係する領域の省エネの監督管理の業務に責任を負う。

国務院の交通運輸に関する主管省庁は国務院の省エネ業務を管理する省庁と会議を開きそれぞれ関係領域の省エネ計画を制定する。

§ 42 国務院及びその関係省庁は各種の交通運輸方式の協調発展を指導、促進し、交通運輸構成を有効に連結し、優良化し、省エネ型の総合運輸体系を建設する。

§ 43 県級以上の各級人民政府は優先的に公共交通を發展させ、公共交通への投下を増加させ、公共交通のサービス体系を改善し、公共交通手段を利用した遠出を激励しなければならない。非動力交通手段を利用した遠出を激励する。

§ 44 国務院の交通運輸に関する主管省庁は交通運輸の組織管理を強化し、道路、水路、航空運輸企業が運輸組織化程度及び集約化水準を高めるよう誘導し、エネルギー利用効率を高める。

§ 45 国家は省エネ環境保護型自動車、バイク、鉄道機関車車両、船舶およびその他の運輸手段を開発、生産、使用することを激励し、古い旧式の交通運輸手段の廃棄処分、更新制度を実行する。

国家は交通運輸手段が使用する清潔燃料、石油代替燃料の開発と普及応用を奨励する。

§ 46 国務院の関係省庁は交通運輸営業運転車、船舶の燃料消費量限度値基準を制定する。基準に適合しないときは、営業運転に用いることはできない。

国務院の交通運輸に関する主管省庁は交通運輸営業運転車、船舶の燃料消費検査測定の監督管理を強化しなければならない。

#### 第5節 公共機構省エネ

§ 47 公共機構は節約を断行し、浪費を断ち切り、省エネ製品、設備を先頭に立って使用し、エネルギー利用効率を高めなければならない。

本法がいう公共機構とは、全部もしくは部分的に財政的資金を使用する国家機関、事業職場及び社会団体を指す。

§ 48 国務院及び県級以上の地方各級人民政府の管理機関の事務業務の機構は同級の関係部局と会議を開き同級公共機構の省エネ改造計画を制定し組織する。公

公共機構省エネ計画は公共機構の既存の建築省エネ改造計画を含まなければならない。

§ 49 公共機構は年度省エネ目標及び実施案を制定し、エネルギー消費計量及び監測管理を強化し、同級人民政府の管理機関の事務業務の機構に向け前年度のエネルギー消費状況報告を報告のため送付しなければならない。

国务院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務を管理する機構は同級関係部局と会議を開き管理権限に照らして、同級の公共機構のエネルギー消費定額を制定する、財政部局はその定額にもとずきエネルギー消費支出基準を制定する。

§ 50 公共機構は同職場のエネルギー使用系統管理を強化し、エネルギー系統の運行が国家の関係基準に適合することを保証する。

公共機構は規定に照らしてエネルギー会計検査を行い、さらにエネルギー会計検査の結果にもとずきエネルギー利用率を高める措置を取らなければならない。

§ 51 公共機構はエネルギー使用製品、設備を採用するのに、省エネ製品、設備政府購入名録に列挙された製品、設備を優先的に購入しなければならない。

省エネ製品、設備政府購入名録は省級以上の人民政府の政府購入監督管理部局が同級の関係部局と会議を開き制定し公布する。

#### 第6節 重点エネルギー使用職場省エネ

§ 52 国家は重点エネルギー使用職場の省エネ組織の省エネ管理を強化する。

次に列記する職場は重点エネルギー使用組織である、

- 1) 年総合エネルギー使用消費総量が1万トン標準単位以上のエネルギー使用職場
- 2) 国务院の関係省庁もしくは省、自治区、直轄市人民政府が管理する省エネ業務の部局が指定する年総合エネルギー消費総量5千トン以上1万トン標準炭未満のエネルギー使用職場。

重点エネルギー使用職場の省エネ管理弁法は、国务院の省エネ管理業務の省庁が国务院の関係省庁と会議を開き制定する。

§ 53 重点エネルギー使用職場は毎年、省エネ業務管理の省庁に前年度のエネルギー利用状況報告を報告として送付しなければならない。エネルギー利用状況はエネルギー消費情況、エネルギー利用効率、省エネ目標完成状況及び省エネ效益分析、省エネ措置等の内容を含む。

§ 54 省エネ業務を管理する省庁は重点エネルギー使用職場が送付したエネルギー利用状況報告を審査しなければならない。省エネ管理制度が不健全で、省エネ措置が実行できなく、エネルギー利用効率が低い重点エネルギー使用職場に対して、省エネ業務管理省庁は現場調査を展開し、エネルギー使用設備エネルギー効率検査測定の実施を組織し、エネルギー会計検査の実施を命令し、さらに書面の整頓改定要求を提出し、期限を限って整頓改定しなければならない。

§ 55 重点エネルギー使用職場はエネルギー管理持ち場を設け、省エネ専門知識、実際の経験及び中級以上の技術職の称号を持つものの中からエネルギー管理責任者を招聘し、省エネ業務を管理する省庁及び関係省庁に報告し記録しなければならない。

エネルギー管理責任者は同職場のエネルギー使用状況の分析、評価を行い、同職場のエネルギー利用状況報告の記載編成の組織、同組織の省エネ業務の改善措置の提出及び実施組織に責任を負う。

エネルギー管理責任者は省エネ研修を受けなければならない。

#### 第4章 省エネ技術進歩

§ 56 国务院の省エネ業務を管理する省庁は国务院の科学技術主管省庁と会議を開き省エネ技術政策大綱を發布し、省エネ技術研究を指導し、応用を開発し応用する。

§ 57 県級以上の各級人民政府は省エネ技術研究開発を政府科学技術の投入の重点領域とし、科学研究職場及び企業が省エネ技術の応用研究を展開するのを支持し、省エネ基準を制定し、省エネの共通性及び基幹技術を開発し、省エネ技術刷新と成果転化を促進しなければならない。

§ 58 国務院の省エネ業務を管理する省庁は国務院の関係省庁と会議を開き省エネ技術、省エネ製品の普及目録を制定し、公布し、エネルギー使用職場及び個人が先進の省エネ技術、省エネ製品を使用するのを導く。

国務院の省エネ業務を管理する省庁は国務院の関係省庁と会議を開き重大省エネ科研項目、省エネ模範項目、重点省エネ工事の実施を組織する。

§ 59 県級以上の各級人民政府はその地に適した、多くの能力を互いに補い合い、総合利用し、効益を求める原則に照らして、農業および農村省エネ業務を強化し、農業および農村省エネ技術、省エネ製品普及応用の資金投入を増加しなければならない。

農業、科学技術等の関係主管省庁は農業生産、農業製品加工貯蔵運輸等の面で省エネ技術応用や省エネ製品を支持、普及し、エネルギー高消費の農業機械や漁業船舶の更新及び淘汰を激励しなければならない。

国家は農村において湖沼ガスを大いに発展させ、生物エネルギー、太陽エネルギー、および風力等の再生可能エネルギー利用技術を普及し、科学計画、順序だった開発の原則に照らして小型水力発電を発展させ、省エネ型の農村住宅及びかまどなどを普及し、非耕地を利用しエネルギー植物を植えることを激励し、薪炭林のエネルギー林を大いに発展させることを激励、支持する。

## 第5章 激励措置

§ 60 中央財政及び省級地方財政は省エネ専用資金を配置し、省エネ技術研究開発、省エネ技術および製品の模範と普及、重点省エネ工事の実施、省エネ宣伝研

修、情報サービス及び表彰奨励等を支持する。

§ 61 国家は本法第56条の規定に列挙する普及目録の支持の必要な省エネ技術、省エネ製品の生産、使用に對して、税収優遇等の援護政策を実行する。

国家は財政補助を通して省エネ照明器具等の省エネ製品の普及と使用を支持する。

§ 62 国家はエネルギー資源節約に有利な税制政策、健全エネルギー鉱山資源有償使用制度を実行し、エネルギー資源の節約及びその開発採取利用水準を高めることを促進する。

§ 63 国家は税収等の政策を運用して、先進省エネ技術、設備の輸入を激励し、生産過程においてエネルギー消費が高く、汚染が重大な製品の輸出を規制する。

§ 64 政府の購入監督管理省庁は関係省庁と会議を開き省エネ製品、設備政府購入名録を制定するのに、優先的に省エネ製品認証証書を取得した製品、設備を列挙しなければならない。

§ 65 国家は金融機関を導き省エネ項目への貸付支持を増加させ、条件に適合する省エネ技術の研究開発、省エネ製品生産さらに省エネ技術改造等の項目のために優遇貸金を提供する。

国家は社会の関係者に省エネに対する資金投入を推進し及び誘導し、省エネ技術改造を加速させる。

§ 66 国家は省エネに有利な価格政策を実行し、エネルギーを使用する職場及び個人の省エネを誘導する。

国家は財政、価格等の政策を運用して、電力需要側が管理、合同エネルギー管理、省エネ自主協定等の省エネ方法を普及することを支持する。

国家は最高最低時間ごとの電力価格、季節電力価格、中断可能電力価格制度を実行し、電力使用負荷を合理的に調整することを激励する。鉄鋼、有色金属、建材、化学工業およびその他の主要エネルギー消費業界の企業に對して、淘汰、制限、許容及び激励類に分けて差別電力価格政策を実行する。

§ 67 各級人民政府は省エネ管理、省エネ科学技術研

究及び普及応用で顕著な成績を上げたか深刻なエネルギー浪費行為を告発した職場及び個人を、表彰及び激励する。

#### 第6章 法的責任

§ 68 固定資産投資項目の審査許可に責任を負う機関が本法の規定に違反して、拘束的省エネ基準に適合しない項目を審査許可したかもしくは建設を許可した時は、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者を法にもとずき処分する。

固定資産投資項目建設組織の建設の開始が拘束的省エネ基準に適合しない項目であるかもしくはそのプロジェクトが生産、使用に投入された時は、省エネ業務を管理する部局は建設停止、もしくは生産、使用、期限を限った改造を命ずる。改造が不可能かもしくは期限を超えても改造しない生産のプロジェクトは省エネ業務管理の部局が同級人民政府に報告して国务院の規定の権限に照らして閉鎖を命ずるように要請する。

§ 69 国家が淘汰を公布した省エネ製品、設備の生産、輸入、販売をするとき、偽造した省エネ製品認証標識を使用するかもしくは省エネ製品認証標識を冒用するときは、「中華人民共和国産品質量法」の規定に照らして処罰する。

§ 70 拘束的エネルギー効率基準に適合しないエネルギー使用製品、設備の生産、輸入、販売のときは、製品品質監督部局が生産、輸入、販売の停止を命じ、違法な生産、輸入、販売のエネルギー使用製品、設備及び違法所得の没収を命じる、さらに違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処す。状況が重大なときは、工商行政管理部局が営業免許を取り消す。

§ 71 使用を国家が公布して淘汰を命じたエネルギー使用設備もしくは生産方法を使用するときは、省エネ業務を管理する部局は使用停止を命じ、国家が淘汰を公布したエネルギー使用設備は没収する。状況が重大なときは、省エネ業務を管理する部局は意見を提出し、同級人民政府に報告して国务院の規定の権限に照らし

て停業整頓もしくは閉鎖を命ずるよう要請することができる。

§ 72 生産職場が単位製品エネルギー消費限度額基準エネルギー使用を超過し、状況が重大で、期限を限った管理を経て期限が過ぎても管理できないかもしくは管理の要求に到達しないときは、省エネ業務管理の部局は意見を提出し、同級人民政府に報告して国务院の規定の権限に照らして停業整頓もしくは閉鎖を要請することができる。

§ 73 本法の規定に違反して、エネルギー効率を注記しなければならない標識に注記していないときは、製品品質監督部局は改正を命じ、3万元以上5万元以下の過料に処す。

本法の規定に違反して、エネルギー効率標識を記録していないか、もしくは使用するエネルギー効率標識が規定に適合しないときは、製品品質監督部局が期限を限って改正を命ずる。期限を超えても改正しないときは、1万元以上3万元以下の過料に処す。

エネルギー効率標識を偽造、冒用するかもしくはエネルギー効率標識を利用して虚偽宣伝をするとき、製品品質監督部局が改正を命じ、1万元以上3万元以下の過料に処す。

エネルギー効率標識の偽造、冒用もしくはエネルギー効率標識を利用して虚偽の宣伝をするとき、製品品質監督部局が改正を命じ、5万元以上10万元以下の過料に処す。状況が重大な時は、工商行政管理部局が営業免許を取り消す。

§ 74 エネルギー使用職場が規定に照らしてエネルギー計量器具を配置、使用しないときは、製品品質監督部局は期限を限って改正を命ずる。期限が過ぎても改正しないときは、1万元以上5万元以下の過料に処す。

§ 75 エネルギー統計資料の虚偽報告、偽造、改悪もしくはエネルギー統計数字の虚偽編造のときは、「中華人民共和国統計法」の規定に照らして処罰する。

§ 76 エネルギーの諮問、設計、評価、検査測定、会

計検査、認証等のサービスを行う機構が虚偽の情報を提供する時は、省エネ業務を管理する部局は改正を命じ、違法所得を没収し、さらに5万元以上10万元以下の過料に処す。

§77 本法の規定に違反して、無償で同組織の職員にエネルギーを提供しもしくはエネルギー消費に費用を負い制（「包費制」）を実行したときは、省エネ業務を管理する部局は期限を限って改正を命ずる、期限が過ぎても改正しないときは、5万元以上20万元以下の過料に処す。

§78 電力網企業が本法の規定に照らして規定に適合する熱電連産及び余熱余圧設備と電力網さらに合同網の運行を配置しないか、もしくは国家の関係電力網送電価格の規定を執行しないときは、国家の電力監督管理機構は改正を命じなければならない、発電企業に経済損失を生じさせたときは、法にもとずき賠償責任を負う。

§79 建設の職場が建築省エネ基準に違反したときは、建設主管部局は改正を命じ、20万元以上50万元以下の過料に処す。

設計職場、施行職場、監理職場が建築省エネ基準に違反したときは、建設主管部局は改正を命じ、10万元以上50万元以下の過料に処す、情況が重大のときは、資質証書を発布する部局は資質等級を降下させもしくは資質証書を取り消し、損失を生ずるときは、法にもとずき賠償責任を負う。

§80 住宅開発企業が本規定に違反して、住宅を販売する時に購買者に販売する住宅の省エネ措置、保温工事の保証期間等の情報を明示しないときは、建設主管部局は期限を限って改正を命じ、期限を超えても改正しないときは、3万元以上5万元以下の過料に処す。

以上の情報で虚偽の宣伝をしたときは、建設主管部局は改正を命じ、5万元以上20万元以下の過料に処す。

§81 公共機構がエネルギー使用製品を購入するのに、省エネ製品、設備政府購入名録に列挙する製品、設備

を優先的に購入しないか、もしくは国家が淘汰を命ずるエネルギー使用製品、設備を購入するときは、政府の購入監督管理部局は警告を行い、さらに過料を併科することもできる、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に法にもとずき処分し、さらに通報する。

§82 重点エネルギー使用職場が本法の規定にもとずきエネルギー利用状況報告を送付しないかもしくは報告内容が事実でないときは、省エネ業務を管理する部局は期限を限って改正を命ずる、期限が過ぎても改正しないときは、1万元以上5万元以下の過料に処す。

§83 重点エネルギー使用職場が正当な理由なく本法第54条が規定する整頓改正要求の実行を拒否するかもしくは整頓改正が要求に達しないときは、省エネ業務管理部局は10万元以上30万元以下の過料に処す。

§84 重点エネルギー使用職場が本法の規定に照らしてのエネルギー管理持ち場を設け、エネルギー管理責任者を招聘せず、さらに省エネ業務管理部局に報告せず及び関係部局が記録しないときは、省エネ業務管理部局は改正を命ずる、改正を拒むときは、1万元以上3万元以下の過料に処す。

§85 本法の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法にもとずき刑事責任を追求する。

§86 国家公務員が省エネ管理業務において職権を乱用し、職責を軽ろんじ、私情により不正を行い、犯罪を構成するときは、法にもとずき、刑事責任を追求する、犯罪を構成しないときは、法にもとずき処分する。

#### 第7章 附則

§87 本法は2008年4月1日から施行する。

## 四、中国の再生可能エネルギー法（2005年）の若干の説明

1. はじめに

21世紀における現在、人類が直面する重大な危機として、戦争による平和への危機、大量生産消費による地球環境悪化の危機、人口爆発に伴う食料不足、資源の枯かつ、貧困の危機、等々とならんで、あるいはその一部として、地球温暖化に伴う気候変動の危機も重大な問題として、我々につきつけられている。ところで、地球温暖化問題に関してはCO<sub>2</sub>など温暖化ガス増大の原因となる化石燃料の使用をさけることが省エネとならんで必要とされている。石油・石炭などの使用をさけ、同時に、資源の有限性、欠乏の問題を解決し、持続可能な発展のためにも、他の代替エネルギーの使用、そのための技術改善、普及が求められている。そのような代替エネルギーとして、水力電気、風力、太陽エネルギー、生物エネルギー、地熱、海洋エネルギー等々の利用が提唱され、多くはすでに実用化されさらに改良と利用拡大がはかられようとしている。21世紀の初めにすでにそれらは全地球上で実用化したものは全体の17%を占めると言う。各国とも再生可能エネルギーの開発、使用のために努力し、そのための法的根拠としての法律制定を行っている。つまり、それは20世紀の2度の石油危機を経験し、発展を追求するならば、化石燃料の代替を求めることが必要でかつ緊急のこととして迫っていることから、1、気候変動(温暖化)への対処、2、エネルギー輸入の困難への対処、エネルギー構成の調整・国家のエネルギー安全保障の確保、3、関係産業や技術の発展、をはかるための法的根拠が必要ということである。そのような要請の下、欧・米、アジアなど諸国においても法制定がなされているが、中国においても、すでに2005年2月28日、全人代常務委において「中華人民共和国可再生<sup>エネルギー</sup>法」が制定され、2006年1月1日から実施されている。そこで、ここでは簡単に中国の2005年再生可能エネルギー法の制定経過と特徴を見ることとする。<sup>①</sup>

## 2. 再生可能エネルギー法の制定経過

中国においては再生可能エネルギー法は2003年に立

法計画に組入れられた。しかしそれ以前からいくつかの法律中で再生可能エネルギーについて規定、言及する法律が散見されていた。例えば1995年12月の「中華人民共和国電力法」第1章(総則)§5、第6章(農村電力建設と農業用電)§48。1997年11月の「中華人民共和国内省エネ法」第1章(総則)§4、第4章(省エネ技術進歩)§38。1987年9月の「中華人民共和国大気汚染防止対処法」(第2次修正)第3章(石炭燃焼で生じた大気汚染の防止対処)§25。1995年10月の「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止対処法」第2節(工業固体廃棄物環境汚染防止対処)§30。1997年11月の「中華人民共和国建築法」第1章(総則)§4。1984年9月の「中華人民共和国森林法」第1章(総則)§4。1988年1月の「中華人民共和国水法」第2章(開発利用)§16。1993年7月の「中華人民共和国科学技術進歩法」第3章(高技術研究及び高技術産業)§25。第7章(科学技術進歩の保障措置)§46。1996年の「国家エネルギー技術政策」などである。これらの規定からみても再生可能エネルギーに関するものはなお少なく、これらは中国の再生可能エネルギー法制定への基礎を提供するものとは一応言えるが、さらにあまいなものが多く(例、電力法)利用可能性に乏しく、多くのものは制定されて長い歳月がすでに経過し、あるものは国のエネルギーの新形式、新しい変化の要求に適應することはできない状況であった。そこで「電力法」及び「省エネ法」の改正作業と並行して法律制定が目ざされた。さらに、別の面では、すでにいくつかの地方政府においては1997年～1998年に、山東、河北、黒龍江、安徽、湖北、甘肅省等で農村エネルギー建設管理規定や条例が制定され農村地区で再生可能エネルギーの普及、応用がされていた。太陽エネルギー利用では少なくとも10の県が建築と結合しての関係規則を定め、吉林、内蒙古や福建省では風力発電を奨励する規定を制定していた。

再生可能エネルギー法制定の必要性の理由としては、化石燃料に替るエネルギー源が必要とされることに加

え、国家の明確な発展目標と戦略政策が欠け、実施の明確な法的根拠及び関係技術基準体系が欠けると、再生可能エネルギーの技術や産業の安定した市場形成が困難となり、国内外の投資、産業の形成、吸収が困難となる、ということであった。特に初期段階においては立法による保障に不可欠ということである。例えば、風力発電について見ると、連携発電においては安定した強制連携送電と有効な費用分担について障害が存在し、これらについてさらに優遇融資、税減免なども加えて、法律による支援がないと事実上実施は不可能という。さらに再生可能エネルギー発電は通常発電（特に石炭発電）との競争する力はない（再生可能エネルギー発電は見本か小規模商業段階で通常発電が大規模商業段階であるのと比べても劣る）。そこで、再生可能エネルギー法の制定により、次の6点が目的とされる。1）、再生可能エネルギーの戦略的地位を明確にする。2）、再生可能エネルギー発展の市場障害を除去する。3）、再生可能エネルギー建設の資金保障体系を設ける。4）、再生可能エネルギー市場の発展空間を造り運営する。5）、完備した工業体系を作る。6）再生可能エネルギー発展の文化的雰囲気を作る、というものである。2005年中国再生可能エネルギー法の内容。2005年2月28日、全人代常務委で制定された再生可能エネルギー法は全8章33ヶ条の比較的短い法律である。その構成は第1章、総則（§1～§5）、第2章、資源調査と発展計画（§6～§9）、第3章、産業指導と技術支持（§10～§12）、第4章、普及と応用（§13～§18）、第5章、価格管理と費用分担（§19～§23）、第6章、経済激励と監督措置（§24～§27）、第7章、法的責任（§28～§31）、第8章、附則（§32～§33）である。再生可能エネルギーの発展と環境保護、持続的発展をはかるものである。

再生可能エネルギー法の基本思想は、総量目標を設け、十分な市場規模を保障する。規模の確保で市場化を行い、技術進歩や原価の低下を促す。そのことにより、経済性や競争力を高め、再生可能エネルギーの規

模の確保や商業化の発展を実現する。有効な発展メカニズムや保障制度を作り、比較的速い発展速度と一定の発展規模を作る。公平で秩序ある市場環境を作り、総量目標を実現し、原価の低下を実現する、というものである。さらにそのために4原則が定められている。

1)、国家責任と全民義務の総合原則。再生可能エネルギー発展への国の責任とその開発、利用における超過費用の全民負担方式による解決を行い、大規模な開発、利用を行うことである。2)、政府が推進し及び市場が誘導することの結合の原則。政府は市場を形成し、市場規則や市場規範を制定し、市場メカニズムを通して市場の主体が再生可能エネルギーを開発、利用するのを誘導、激励する。法律中で政府が資源調査、計画編成、産業発展、技術研究開発や経済激励措置を推進する責任を規定し、市場で規範をもうけ、競争を促進する責任についても規定する。3)、現実の需要と長期的発展を結合する原則。再生可能エネルギーの技術に成熟し普及、応用すると同時に未来の技術の研究開発を行う。現実のエネルギー需要を満足させる一方で、他方では農村の基本的電力供給を解決する、戸別の太陽光利用、太陽熱水器、小型風力利用、小型水力利用、生物エネルギー利用の湖沼ガス技術、農業及び緑色食品などを行い、技術の競争力をつけることである。さらに再生可能エネルギー技術の商業科と巨大化を推進する。風力、太陽光、生物エネルギー、液体燃料等で、激励措置をとり、技術進歩と産業化を促す。4)、国内の実践と国際的経験の結合の原則。以上に続けて、再生可能エネルギー法の核心的制度が5点定められている。

1)、総量目標制度、2)電力網強制接続制定、3)、分類電気価格制度、4)、費用分担制度、5)、専門資金制度、である。1)、について見ると、再生可能エネルギーは中国では新興産業であるので、商業化の発展段階は初期にすぎない。その開発、利用はまだ原価が高く、リスクも高い、回収率も低いという問題があり、投資者は投資の経済要因を欠き、そのため市場の自発的形



低効率のかまどで直接燃焼方式で利用するわら、薪、糞便等には、本法を適用しない。

§ 3 本法は中華人民共和国の領域及び管轄するその他の海域に適用する。

§ 4 国家は再生可能エネルギーの開発利用をエネルギー発展の優先領域におき、再生可能エネルギー開発利用総量目標を制定し及び対応する措置をとることを通して、再生可能エネルギー市場の設立と発展を推進する。

国家は各種所有制経済主体が再生可能エネルギーの開発利用に参加することを奨励し、法にもとづき再生可能エネルギーの開発利用者の合法權益を保護する。

§ 5 國務院のエネルギー主管省庁は全国の再生可能エネルギーの開発利用に統一管理を実施することができる。國務院の関係省庁は各自の職責の範囲内で関係する再生可能エネルギーの開発利用管理業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府のエネルギー業務を管理する部局は同行政区域内の再生可能エネルギーの開発利用の管理業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部局は各自の職責の範囲内で関係する再生可能エネルギーの開発利用の管理業務に責任を負う。

## 第2章 資源調査と発展計画

§ 6 國務院のエネルギー主管省庁は全国の再生可能エネルギー資源の調査の組織及び調整に責任を負い、さらに國務院の関係省庁と会議を開き資源調査の技術規範の制定を組織する。

國務院の関係省庁は各自の職責の範囲内で関係する再生可能エネルギー資源の調査に責任を負い、調査結果を國務院のエネルギー主管省庁にとりまとめて報告する。

再生可能エネルギー資源の調査結果は公布しなければならない、ただし、国家が秘密にすることが必要と規定する内容は除外する。

§ 7 國務院のエネルギー主管省庁は全国エネルギー

需要と再生可能エネルギー資源の実際の情況にもとづき、全国再生可能エネルギー開発利用中長期総量目標を制定し、國務院に報告し承認を得た後に執行することができ、さらに公布する。

國務院のエネルギー主管省庁は前項が規定する総量目標及び省、自治区、直轄市経済発展と再生可能エネルギー資源の実際の情況にもとづき、省、自治区、直轄市人民政府と会議を開き各行政区域の再生可能エネルギー開発利用中長期目標を確定し、公布する。

§ 8 國務院のエネルギー主管省庁は全国再生可能エネルギー開発利用中長期総量目標にもとづき、國務院の関係省庁と会議を開き、全国再生可能エネルギー開発利用計画を編成し、國務院に報告し承認を得た後実施する。

省、自治区、直轄市人民政府のエネルギー業務管理の部局は同行政区域の再生可能エネルギー開発利用中長期目標にもとづき、同級人民政府の関係部局と会議を開き同行政区域の再生可能エネルギー開発利用計画を編成し、同級人民政府に報告し承認を得た後実施する。

承認を経た計画は公布しなければならない、ただし、国家が秘密にする必要があると規定する内容は除外する。

承認を経た計画が修正することが必要なときは、原承認機関の承認を経なければならない。

§ 9 再生可能エネルギー開発利用計画の編成は、関係組織、専門家及び公衆の意見を求め、科学的論証を行わなければならない。

## 第3章 産業指導と技術支持

§ 10 國務院のエネルギー主管省庁は全国再生可能エネルギー開発利用計画にもとづき、再生可能エネルギー産業発展指導目録を制定、公布する。

§ 11 國務院の基準化主管省庁は国家再生可能エネルギー電力の連携（「并网」）網技術基準及びその他の全国

範囲で統一することの必要な技術要求の関係する再生可能エネルギー技術及び製品の国家基準を制定、公布しなければならない。

前項が規定する国家基準の中で規定していない技術要求に対して、国务院の関係省庁は関係する業界基準を制定することができ、さらに国务院の基準化行政主管省庁に報告し記録する。

§ 12 国务院は再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究及び産業化発展を科学発展と高技術産業発展の優先領域に列挙し、国家科学技術発展計画と高技術産業発展計画に組入れ、さらに資金を割当て再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究を支持し、模範を応用し及び産業化を進展させ、再生可能エネルギー開発利用の技術進歩を促進し、再生可能エネルギーの製品の生産原価を低下させ、製品の品質を高める。

国务院の教育行政省庁は再生可能エネルギーの知識を普通教育、職業教育課程に組入れなければならない。

#### 第4章 普及と応用

§ 13 国家は再生可能エネルギーの連携発電を奨励する。

再生可能エネルギー連携発電プロジェクトの建設は、法律や国务院の規定に照して行政許可を取得しもしくは報告し記録しなければならない。

許可を取得しなければならない再生可能エネルギーの連携発電プロジェクトの建設は、法にもとづき入札を通して許可者を確定しなければならない。

§ 14 電力網企業は法にもとづき取得した行政許可もしくは報告し記録した再生可能エネルギー発電企業と連携協定を結び、その電力網のカバーする範囲内で再生可能なエネルギー連携発電プロジェクトの送電量の全額を購入し、さらに再生可能エネルギー発電のために電力網サービスを提供しなければならない。

§ 15 国家は電力網がまだカバーしていない地区に再生可能エネルギーの独立電力システムを建設することを援

助し、当地の生産や生活に電力サービスを提供する。

§ 16 国家は清潔で、高効率な生物(バイオ)燃料の開発利用を奨励し、エネルギー作物の発展を奨励する。

生物資源を利用し生産するガス及び熱力は、都市のガス管網、熱力管網のネットワークへの導入技術の基準に適合するときは、ガス管網、熱力管網を経営する企業はそのネットワークへの導入を受け入れなければならない。

国家は生物液体燃料の生産と利用を奨励する。石油販売企業は国务院のエネルギー主管省庁もしくは省級人民政府の規定に照して、国家基準に適合する生物液体燃料をその燃料販売体系にくり入れなければならない。

§ 17 国家は職場もしくは個人が太陽エネルギー熱水システム、太陽エネルギー熱供給暖冷房システム、太陽光発電システム等の太陽エネルギー利用システムをとりつけ及び使用することを奨励する。

国务院の建設行政主管省庁が国务院の関係省庁と会議を開き太陽エネルギー利用システムと建設を結合する技術経済政策及び技術規範を制定する。

住宅開発企業は前項で規定する技術規範にもとづき、建築物の設計と施行において、太陽エネルギーの利用のために備えるべき条件を提供しなければならない。

すでに完成した建築物、住宅に対してその品質と安全に影響しない前提の下で技術規範及び製品基準に適合する太陽エネルギー利用システムをとりつける、ただし、当事者が別に約定したときは除外する。

§ 18 国家は農村地区の再生可能エネルギーの開発利用を奨励する。

県級以上の地方人民政府の省エネ業務管理部局は関係部局と会議を開き、当地の経済社会発展、生態保護及び衛生総合対応の必要などの実際の情況にもとづき、農村地区再生可能エネルギー発展計画を制定し、各地の情況に適合して各自行い湖沼ガス等生物質資源を転化し、住宅用太陽エネルギー、小型風力エネルギー、

小型水力等の技術を普及応用しなければならない。

県級以上の人民政府は農村地区の再生可能エネルギー利用事業に財政支持を提供しなければならない。

#### 第5章 価格管理と費用均等分担

§ 19 再生可能エネルギー発電事業の送電電力価格は、國務院の価格主管省庁が異なる種類の再生可能エネルギー発電の特徴と異なる地区の情況にもとづき、再生可能エネルギーの開発利用の促進に有利であることと経済合理の原則に照して確定し、さらに再生可能エネルギーの開発利用技術の発展にもとづき適時に調整する。送電電力価格は公布しなければならない。本法第13条第3項が規定する入札を実行する再生可能エネルギー発電事業の送電価格は、落札で確定した価格に照して執行する。ただし、前項の規定で確定した同類の再生可能エネルギー発電事業の送電価格の水準より高くすることはできない。

§ 20 電力網企業は本法第19条の規定が確定した送電電力価格に照して再生可能エネルギー電力量買上げで発生した費用と、通常のエネルギー発電平均送電価格計算に照して高価であり発生した費用との間の差額を、販売電力価格に附加して均等分担させる。具体的方法は國務院の価格主管省庁が制定する。

§ 21 電力網企業は再生可能エネルギー電力量の購入のためにまた支給する合理的送電網への接属費用及びその他の合理的関連費用を、電力企業の送電原価にくり入れ計算し、さらに販売電価において回収することができる。

§ 22 国家が投資しもしくは補助して建設した公共再生可能エネルギー独立電力系統の販売電力価格は、同一地区で分類販売電力を執行し、その合理的運行と管理費用が販売電力価格を超過する部分は、本法第20条の規定の方法に照して均等分担する。

§ 23 都市に導入し管理する再生可能エネルギーの熱力及びガスの価格は、再生可能エネルギーの開発利用

の促進に有利であり及び経済合理の原則に照して、価格管理権限にもとづき確定する。

#### 第6章 経済激励と監督措置

§ 24 国家財政は再生可能エネルギー発展専門資金を設立し、以下の活動の支持に用いる、

- 1)、再生可能エネルギーの開発利用の科学技術研究、基準制定及び模範事業、
- 2)、農村、牧場地区の生活エネルギー使用の再生可能エネルギー利用事業、
- 3)、辺境地区及び海洋島の再生可能エネルギー独立電力系統建設、
- 4)、再生可能エネルギー資源の調査、評価。および関連情報系統建設。
- 5)、再生可能エネルギー開発利用設備の現地化生産の促進。

§ 25 国家再生可能エネルギー産業発展目録に組入れ、貸出条件に適合した再生可能エネルギー開発利用事業に対しては、金融機構は財政割引き利息の優遇貸金を提供することができる。

§ 26 国家は再生可能エネルギー産業発展指導目録にくり入れた事業に対し税の優遇を行う。具体的方法は國務院が規定する。

§ 27 電力企業は再生可能エネルギー発電の関係資料を真実のみ及び完全に記載し、さらに電力監督管理機構の検査と監督を受けなければならない。

電力監督管理機構が検査を行うときには、規定の手續に照して進行し、さらに検査を受ける組織のために商業秘密やその他の秘密を守らなければならない。

#### 第7章 法的責任

§ 28 國務院のエネルギー主管省庁及び県級以上の地方人民政府のエネルギー業務管理の部局及びその他関係部局は再生可能エネルギー開発利用監督管理業務において、本法の規定に違反し、次に列挙する行為のい

ずれか1つに該当するときは、同級人民政府もしくは上級人民政府の関係部局は改正を命じ、責任を負う主管職員及びその他の直接責任者を法にもとづき行政処分に処す。犯罪を構成するときは、刑事責任を追究する。

- 1), 法にもとづかず行政許可の決定をしたとき,
- 2), 違法行為が明らかとなっても調査対処しないとき,
- 3), 法にもとづいて監督管理の職責を履行しないその他の行為のとき。

§ 29 本法第14条の規定に違反して、電力網企業が再生可能エネルギー電力量の全額を購入せずに、再生可能エネルギー発電企業に経済損失を生じさせたときは、賠償責任を負わせなければならない、さらに国家電力監督管理機構は期限をもうけて改正を命ずる、改正を拒否するときは、再生可能エネルギー発電企業の経済損失の1倍以下の過料に処す。

§ 30 本法の第16条第2項の規定に違反して、ガス管網及び熱力管網を経営する企業がネットワーク接続基準に適合するガス、熱力の接続を許さず、ガス、熱力生産企業に経済損失を生じさせたときは、賠償責任を負わなければならない、省級人民政府のエネルギー業務管理部局は期限をもうけて改正を命ずる、改正を拒否するときは、ガス、熱力生産企業の経済損失額の1倍以下の過料に処す。

§ 31 本法第16条第3項の規定に違反して、石油販売企業が規定に照して国家の基準に適合しない生物液体燃料をその燃料販売体系にくり入れず、生物液体燃料生産企業に経済損失を生じたときは、賠償責任を負わなければならない、さらう國務院のエネルギー主管省庁もしくは省級人民政府のエネルギー業務管理部局は期限をもうけて改正を命ずる。改正を拒否するときは、生物液体燃料生産企業の経済損失額の1倍以下の過料に処す。

## 第8章 附則

§ 32 本法中での次に列挙する用語の意味は次のとおりである。

- 1) 生物質エネルギー、とは自然界の植物、糞便さらに都市の有機廃棄物を転化して作ったエネルギー、を指す。
- 2) 再生可能エネルギー独立電力系統、とは電力網と連携する単独運行を行う再生可能エネルギー電力系統、を指す。
- 3) エネルギー作物とは、専門的な植えつけを経て、エネルギーを提供する原料の草本及び木本の植物、を指す。
- 4) 生物液体燃料とは、生物質資源を利用して生産したメタノール、エタノール及び生物ディーゼル油等の液体燃料を指す。

§ 33 本法は2006年1月1日から施行する。